

### 第3回定例会議案反対討論 2022. 3.27 小林久子

私は日本共産党前橋市議団を代表いたしまして、議案第68号から第71号まで、第73号、第76号～第79号、以上9件に対する反対討論を行います。

最初に、議案第68号 令和3年度前橋市一般会計決算認定についてです。

昨年の当初予算は、新型コロナウイルスによる税収減や財政難を理由に、各部署に10%の減額を目安としたマイナス予算を要求し、敬老祝い金、マイタク利用回数、各種団体への運営補助金、民間保育園・児童クラブへの各種補助金、放課後学校開放、介護慰労金等の削減など市民の暮らしを支える施策の、総額9億8千万円を超える予算が削減されました。

一方、市は国のデジタル政策に無批判に追随し、DX推進、スーパーシティ構想の推進やマイナンバーカード交付率引き上げ、新道の駅などの大型開発を推進し、その結果、決算では、一般会計は黒字に転じ、財政調整基金へ33億積み増し、78億9500万円となりましたが、市民の暮らしの予算を大幅削減したうえでの結果であり認めることはできません。

以下、各施策に沿って述べます。

第1は、新型コロナウイルス感染症の拡大から市民の健康、命を守るための支援策が弱いことです。

依然として猛威を振るう新型コロナ対策がワクチン頼みに終始してきました。

党市議団は、無症状感染者を早期に把握し保護するために、いつでもだれでも無料のPCR検査の実施、感染者数増加に伴う自宅療養者への入院宿泊体制の強化、医療従事者や高齢者施設、学校、保育所、児童クラブなどに対する定期的な検査の実施、医療機関への損失補填、倒産や廃業の危機にある中小業者支援などを求めてきましたが、これらの支援が弱く、感染拡大を防ぐ施策に後ろ向きであったことを認めることはできません。

また、国の全数把握の見直しを本市も受け入れましたが、無症状および軽症者が重症化しないように、支援体制を維持・継続することを求めておきます。

第2は、政府が国家戦略として進めている行政のDX推進とスーパーシティ構想を引き継ぐデジタル田園都市国家構想を市政の最優先課題と位置づけ、

マイナンバーカード促進施策に追随し、あらゆる施策の柱にしていることを認めることはできません。

国の交付金を活用し、スマホとマイナンバーカードによる個人認証の前橋 ID とデータ連携基盤を使い、民間企業の儲けのために個人情報を提供しようとしています。本人同意が前提で個人情報は守られると言いますが、そもそも個人情報を民間事業者に提供しなければ実現しない構想であり、国が進める個人情報保護法の緩和策や大企業応援のデジタル戦略に追随する姿勢は問題です。

本市は、マイナンバーカードの取得窓口の設置や、マイナポイント付与、マイタクのカード一本化、マエマースやノルベの登録者に対する利用料金割引や、市民認証割引の導入など、次々とカードを使ったサービスを展開してきましたが、取得率は7月末現在で47.14%です。多くの市民がサービスから除外されています。

さらに、政府は、健康保険証や公金受け取り口座に続き、介護保険や運転免許証まで今後も様々な個人情報をマイナンバーカードに紐づけようとしています。個人情報が集積され、紛失や盗難による不正利用や情報漏えいの危険性が一層高まります。市民の人権を守る立場から、マイナンバーカードの取得推進をやめるべきです。

また、政府は普及促進のため、来年度から自治体ごとのカードの交付率を地方交付税の算定や、来年度創設するデジタル田園都市国家構想交付金の申請・配分に反映させる方針を表明しています。自治体にカード取得を競わせ、政府の思いどおりにならない自治体には制裁を加えるなど許されません。

第3は、市民の命と暮らしを犠牲にした大型開発の推進を認めることはできません。

去年は新道の駅、前橋駅北口27階高層マンション建設、日赤跡地の再開発事業など合わせて、約35億円を予算化するなど、大型開発を推進してきました。

新道の駅は、敷地に隣接する細か沢川の増水による浸水を想定した電気設備や建物の一部かさ上げ工事を実施したことは評価しますが、わが市議団は、当初から県内最大の7ヘクタールは過大であり見直すべきと指摘してきました。

さらに建設費を除く今後15年間の本市と事業者が負担する維持管理運営費は、当初の積算額では約37億円だったものが最終積算では約70億円にまで倍に膨

れ上がり、本市の負担も当初の約 24 億円から 29 億 6,000 万円、税込みで 32 億 6,000 万円、8 億円以上の市民負担増となり、その結果、当初総事業費 100 億円が 130 億円に引き挙げられました。

また、開業が来年 3 月に先送りとなりましたが、いまだ、事業者任せで、農産物直売所の生産者の会の会員が 150 名ほどと増えず、前橋観光のゲートウェイとしての役割が明確でなく、1 日を楽しく過ごせる施設としての魅力が見えてきません。

中心市街地の再開発は大きな財政負担を伴うもので、本市の今後のまちづくりを左右する重要な事業ですが、厳しい経済情勢が続く中で、保留床が計画通りに埋まらず市が莫大な財政投入を行う事態も想定されます。市民への意見聴取や説明会など繰り返し行い、住民意思を尊重し、基本構想そのものを再検討すべきです。

特に老朽化する図書館本館の建設時期や設置場所、駐車場確保について教育委員会と連携・協議し早期に決定すべきです。

第 4 は、正規職員を減らし、民間委託化を進めていることです。

本市は、行革の中心に職員削減を位置づけて、今年度までの 10 年間に 230 人の職員を減らしてきました。その結果、3 人に 1 人が会計年度任用職員や再雇用職員などの非正規職員となっており、年収約 200 万円の官製ワーキングプアと呼ばれる多くの職員を生み出し、民間企業の労働者賃金引上げや正社員雇用を抑制し地域経済の活性化を妨げています。これ以上の職員削減はやめ、正規職員を増やすべきです。

また、前橋テルサや 3 温泉施設など市有施設の民間委託や売却、貸出などを推進していることを認めることはできません。

テルサは、多くの市民が利用し、街づくりにとっても重要な施設であるので直営を維持すべきと述べてきましたが、民間への売却および貸し出す方向で事業提案型の公募による選定方針を決めたことを認めることはできません。

今年、建物を一括賃貸する事業者を決定しましたが、少なくとも市民の強い要望であるプールとフィットネスは市民が安価で引き続き利用できるようにすべきです。

公共施設の民間活力導入方針により、昨年は、市内公園等のサウンディング調査を実施し、パーク PFI の導入に向けた事業者選定方針を決めました。

現在、おぎくぼ公園の事業者を選定中ですが、民間事業者の利益を優先させ、行政の支出を減らすことが狙いであり、市民誰もが快適に利用できる公園管理を担保できるのかが明確でなく認められません。また、年々増加する公園管理費を増額するとともに、公園愛護会の報奨金を大幅に増額すべきです。

第 5 は、教育、子育て施策が不十分なことです。

こども医療費の無料化は、昨年は、完全無料化を求める市民の願いに背を向けて、18 歳までの入院のみ無料にとどまりました。

群馬県は小 3 から中 3 までの 35 人学級が実施されましたが、教員不足が深刻で多忙化の改善が進んでいません。国や県に教員定数改善を強く求めるとともに、授業、学校行事、部活、研修、公務分掌など現場の仕事を減らし、多忙化解消にしっかり取り組むよう求めます。

全児童生徒にタブレットが配備されましたが、その活用にあたっては、教育産業や企業が求めるデジタルに強い人材育成ではなく、教員の自主性を尊重するとともに、授業を補完するツールの一つとして人格の完成を目指す教育の目的に沿い位置付けるべきです。また、家庭での長時間利用による子どもたちへの健康や発達への悪影響について十分配慮しルール作りが必要です。

学校現場では、第 5 波、第 6 波とコロナウイルス感染症の感染が相次ぐ中で、PCR 検査による、早期発見・保護が十分実施されず、学級閉鎖や休校での対応となりました。子供たちの学びを保証するためにも、学校現場の PCR 検査をはじめとした感染症対策に力を入れるべきです。

学校給食費の完全無料化が県内 19 自治体まで広がっています。コロナや物価高騰の影響が子育て世帯を直撃しており、所得に関係なく公平に支援される学校給食費の完全無料化は、子育て支援策の柱にすべきです。

第 6 は、市民の健康増進施策と高齢者福祉施策が弱いことです。

早期発見・早期治療を提唱し受診率向上に努めてきた、がん検診の有料化を決めたことは問題です。緊急通報電話は補助対象を住民税非課税世帯に限定せず、希望する高齢者が利用できるように対象を拡大すべきです。高齢者非課税世帯へのエアコンの設置助成事業は、今年 3 年目となりますが、昨年はエアコンが

壊れた世帯も助成の対象にしたのに、今年是对象から外したことは認められません。また、高齢者の熱中症対策であれば来年度も事業を継続すべきです。

第7は、中小企業支援策が弱いことです。

昨年度経営安定資金の利子補給と保証料補助に1195件、3億5000万円を支出しましたが、長引くコロナ禍で、据え置き期間が経過し返済が始まっています。本市経済を支える多くの中小業者は、国や県、市が行う事業者支援で何とか持ちこたえてきましたがもう限界に来ています。

ものづくりの中小企業や飲食店・その飲食関連業者への支援など、きめ細かい市独自の支援を行うとともに、各種支援事業や資金繰りなどの紹介や相談支援の窓口を設置し中小事業者を支えるべきです。また、住宅リフォーム助成制度や商店リフォーム助成制度などを創設、拡充して、市内業者の仕事おこしとして地域経済の活性化策を実施すべきです。

第8は、行き過ぎた税収納行政の改善がされていないことです。

令和2年度は国の1年間の納税猶予の特例を受けて320件、令和3年度は44件と引き続き納税猶予を行いました。しかし、昨年度は一般税と国保税と合わせて3800件と、前年より差し押さえ件数が733件増えていることは問題です。悪質滞納者でない限り、差し押さえは行わず、親切・丁寧な納税相談による納税を進めるべきです。

また、本税を完納し延滞金のみの人への差し押さえ通知や、生活保護世帯の扶助費からの分納要請を行っていることは問題です。生活保護の最低生活費を収納課が脅かしており、ただちにやめて、執行停止の措置をとるべきです。

第9は、環境及び景観保全行政が弱いことです。

荒口町の群馬県化成産業の悪臭の改善、苗ヶ島町の木質火力発電所などの安全対策などが不十分であり問題です。

木質火力発電所の隣接住宅地への騒音被害、燃料となる木材の調達先や放射線量の公表、地下浸透させている排水の水質汚濁や煙突から出る煤煙の測定結果の公表などについて、騒音規制法の順守と環境配慮計画を守るよう事業者に強く指導すべきです。

太陽光発電施設を規制するための市の再エネ条例は、国道353以北の赤城山

地域への設置に限定し、市内全域を対象にしていなかったために、安全、景観、維持管理の上でも様々な問題が発生しています。

災害発生による住民への被害を防ぎ、地域社会と共生する安心、安全な再エネ条例となるよう本市の条例を見直すとともに、国に対して建築基準法に準ずる法規制を求めるべきです。

第 10 は、農業予算が少なく、支援策が弱いことです。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外食需要の低迷で米価が大きく下落し、積み上がる過剰な在庫を抱えたまま、コロナ禍によって発生した米過剰による 2 年連続の米価下落を政府が放置したことで、生産農家は苦境にたたされています。本市独自の支援を求めてきましたが、国の交付金を活用し今年度予算で主食用米生産者への支援金を具体化したことは評価します。

引き続き、JA とも連携し、本市の米の消費拡大に取り組むとともに、米生産農家への支援をしっかりと行っていただきたいと思います。

また、新規就農者の定着へ向けた、生活費、農地、住宅、施設のあっせん、栽培や飼育技術援助など手厚い支援を行うとともに、所得補償や価格補償を行い、本市の農業支援を強化すべきです。

第 11 は、市営住宅の修繕が遅れ、空き部屋解消が進まないことです。

本市の市営住宅は、管理戸数 5,390 戸のうち約 3 割が空き戸数となっています。若年単身者の入居条件の緩和や親族承継の条件緩和、保証人要件の廃止、エレベーターの設置、給湯器、風呂釜の設置など努力されてきましたが改修のペースが遅すぎます。国に財源措置を強く求めるとともに、本市独自の財源確保を強く求めておきます。また、市営住宅は高齢化が進む中で市民のセーフティネットとして大きな役割を果たしています。生活困窮や低年金で生活する世帯も増えている中で、家賃減免の対象世帯 1640 件の 6 割が申請をしていません。減免申請の周知を強めるよう強く求めます。

次に、議案第 69 号 令和 3 年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により 3 割以上の減収が見込まれる世帯に対する国保税の減免を 2020 年に続き昨年度も実施しました。しかし、大幅減収が続く前年からさらに 3 割減収にならないと対象にならず経済的に困窮し申請したくても申請できず、昨年度は申請が 314 件約 4200 万円の減免にとどまりました。

昨年度は国保会計の実質収支は 7 億 1377 万 2 千円の黒字となり、4 億円を国保基金に繰り入れ、令和 3 年度末の基金残高は 16 億 4 千万円となりました。非正規や年金生活者などの低所得世帯が約 8 割を占めており、この国保基金を使い、高すぎる国保税の引き下げを決断すべきです。

長引くコロナ禍に加え高すぎる国保税の負担により、滞納世帯は 6008 世帯に上っています。市はこのような滞納世帯に対し、2354 件の差し押さえを行い、短期保険証 1204 件、資格者証 201 件を発行するなど、さらなる追い打ちをかけ苦しめています。医療にかかる機会を奪い、病気の重症化をまねきかねず、差し押さえや資格証の発行はやめるべきです。なお、コロナ禍で誰が感染してもおかしくない状況にあり、国保の傷病手当金の対象を被用者のみでなく、個人事業主も対象とすべきです。

また、国の制度によって今年度から就学前の子どもの均等割りが半額減免となりましたが、18 歳未満の子どもへの均等割りの廃止を国に強く求めるべきです。

次に、議案第 70 号 令和 3 年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。

本市の 75 歳以上の高齢者人口は 5 万 1478 人で、全人口に占める割合は 15.6% と前年に比べ増えています。

本市の生活保護世帯は 60 代以上が約 7 割、70 代以上は 5 割です。生活保護の捕捉率が 22/9%(2018 厚労省)と大変低い現状を見ると、多くの高齢者が、低年金で、生活苦を抱えていることが推察されます。

昨年度は、保険料の滞納が 168 件に対し、差し押さえが 77 件、短期保険証の発行も 27 件と、高齢者の医療に制限をかけてきたことは問題です。さらに、この間、相次ぐ年金削減、物価の値上げに加え、75 歳以上の医療費窓口負担の 2 倍化が今年 10 月から実施されようとしています。

高齢者は複数の疾患を持ち、治療も長期化するリスクも高いにも関わらず、受診抑制や、差別医療で高齢者の命と健康を脅かすことにつながる本議案を認めることはできません。

次に、議案第 71 号 令和 3 年度前橋市競輪特別会計決算認定についてです。

本来、公営ギャンブルは、戦後復興の時期に、地方自治体の財政収入不足を補うために特別に認められた事業で、公設、公営、公益のためという原則で、違法性が阻却された公営賭博であるにも関わらず、本市は一昨年度 4 月から運営を民間事業者へ委託したことは問題です。

昨年度、3 億円を一般会計に繰り入れましたが、前年と比べ、車券売り上げは 3 億 6600 万円の減となりました。長引くコロナや物価高が日本経済全体を疲弊させており、このようなかでギャンブルの収益を上げようとするれば、民間事業者は利潤を上げるために労働者を低賃金で雇用するなど人件費削減に走ることは避けられません。さらに、ギャンブル依存症を増加させ、生活破綻を生み出しかねず、本議案を認めることはできません。

次に、議案第 73 号 令和 3 年度前橋市介護保険特別会計決算認定についてです。

昨年は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染の波が次々発生し介護事業所などでの感染拡大が相次ぎ、居宅、地域密着型、施設の各サービスの利用抑制が起これ介護事業所が大幅減収に見舞われ、低賃金で働く介護労働者の賃上げを求める声が起こりました。

2000 年に始まった介護保険制度は、国の社会保障費削減の路線の元で、3 年ごとに介護保険料が引き上げられ、介護報酬の連続削減、1 割負担の利用料の 2 割 3 割への引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援 1・2 の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護 1・2 の特養入所からの締め出しなどの連続改悪が行われてきました。脆弱な介護保険制度の下で利用抑制も働き、高齢者が安心して必要な介護を受けられない事態を拡大しています。

さらに、高齢者の 6 割が住民税非課税世帯であり、保険料負担が生活を苦しめ、昨年の保険料の滞納は 1365 人に上っています。

昨年の第 8 期計画では、介護保険準備基金約 20 億円の一部を取り崩し 1 号保険料基準額を 800 円減額し年額 7 万 4000 円に引き下げを行いましたが、昨年度末の基金残高は 21 億 7600 万円となります。この基金を活用して、介護保険料、利用料の引き下げを実施すべきです。

施設入所の最後のセーフティネットとも言うべき特養の入所待機者 490 人の解消のために抜本的な増設を目指すべきであるにも関わらず、昨年度は第 7 期の増床にとどまったことは問題であり、本議案を認めることはできません。



次に、議案第 76 号 令和 3 年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定および議案第 77 号 令和 3 年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定についてです。

この間、一貫して資本力のある大企業誘致を目指して工業団地の用地取得や造成を行ってきました。昨年度は、西善、中内工業団地の造成工事を進め、駒寄スマートインター産業用地の基本設計業務を行い、新たな産業用地確保の検討も進めていますが、市内で頑張っている事業者の要求に応じた産業団地の整備でなく大企業の誘致を目指していることは問題です。資本力のある県外企業などに企業立地促進条例で優遇措置を講じて工業団地に呼び込む、企業誘致を推進する方針には賛成できません。

最後に、議案第 78 号 令和 3 年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について及び議案第 79 号令和 3 年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてです。

本市水道事業は、1999 年から維持してきた水道料金を今年度以降 23%値上げすることを決めたことを認めることはできません。

わが党は、新型コロナウイルス拡大の下で市民の暮らしも中小事業者の経営も大変厳しい中で、全市民に影響を与える水道料金の値上げ撤回を求めるとともに、県央第二水道の受水単価の引下げ、地下水の利用率の引上げ、地下水保全条例を制定し、民間事業者が大量にくみ上げている地下水に一定の賦課金を徴収すること、重要給水施設の耐震化工事は国の補助金交付を求めるとともに一般会計で整備することなどを求めてきました。

また、コロナ禍で水道料金の徴収猶予も実施しましたが、猶予だけでなく減免制度を創設すべきです。また、上下水道料金に消費税を転嫁、徴収することはやめるべきであり認めることはできません。

六供町の水質浄化センターの更新に向けた基本構想設計業務を進め、27 年間の施設の設計、建設と維持管理、運営を民間事業者による PPP、PFI 手法での検討を進めています。しかし、運営権を長期契約期間、企業に一括売却するコンセッション方式は水ビジネス企業の利益追求の場となり巨額の住民負担を強いるなど大きな問題があります。よって本市は民間企業に事業を任せず直営で実施すべきです。

以上 9 件について反対理由を申し述べまして討論といたします。